

阿南工業高等専門学校入学料、授業料等の免除及び徴収猶予規則

(平成16年4月1日)

(規則第71号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校学則第46条第4項の規定に基づく入学料及び授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する取扱いに関しては、この規則の定めるところによる。

第2章 入学料の免除及び徴収猶予

(対象者)

第2条 本校に入学する者（聴講生、研究生及び科目等履修生として入学する者を除く。）

（以下「入学者」という。）であって、次の各号の一に該当する特別な事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる者には、当該学生の申請に基づき選考の上、入学料の全部又は一部を免除する。

(1) 入学前1年以内において、入学者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合

(免除申請の手続)

第3条 前条に該当する者が入学料の免除を受けようとするときは、入学料免除申請書（別紙様式1）に学資負担者が連署し、次の各号に掲げる書類を添付の上、次条に規定する提出期限までに校長に提出するものとする。

(1) 家庭調書（別紙様式2）

(2) 学資負担者の居住地の市町村長の発行する所得証明書等

(3) 学資負担者が死亡した場合は、死亡を証明する書類

(4) 当該学生又は学資負担者が災害を受けた場合は、市町村長の発行する罹災証明書又は被災証明書（以下「罹災証明書等」という。）

(5) その他校長が必要と認める書類

(提出期限)

第4条 前条の免除申請書は、入学料の納付期限までに提出するものとする。

(免除の額)

第5条 第2条に規定する入学料の免除の額は、原則として入学料の全額又は半額とする。

(免除の許可)

第6条 校長は、提出のあった書類により学生委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、かつ独立行政法人国立高等専門学校機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を得て入学料の免除を許可する。

(申請に伴う徴収猶予)

第7条 免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、免除の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。

- 2 免除を不許可とした者又は半額免除の許可をした者（第25条ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。）については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

（死亡等による免除）

第8条 入学料の免除を申請した者について、前条第1項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡したことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 免除を不許可とした者及び半額免除の許可をした者について、前条第2項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡したことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 3 免除を不許可とした者又は半額免除の許可をした者であつて、前条第2項に規定する期間内に納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

第3章 授業料の免除

第1節 経済理由による免除

（対象者）

第9条 本校の学科及び専攻科の学生（聴講生、研究生及び科目等履修生を除く。）（以下「学生」という。）で、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者には、当該学生の申請に基づき選考の上、各期の授業料の全部又は一部を免除する。

（免除申請の手続）

第10条 前条に該当する者で、免除を受けようとするときは、授業料免除申請書（別紙様式3）に学資負担者が連署し、次の各号に掲げる書類を添付の上、次条に規定する提出期限までに学級担任を経て校長に提出するものとする。

- (1) 家庭調書（別紙様式4）
- (2) 当該学生又は学資負担者の居住地の市町村長の発行する所得証明書等
- (3) 学資負担者が疾病のため勤労にたえない場合は、医師の診断書
- (4) その他校長が必要と認める書類

（提出期限）

第11条 前条の免除申請書は、前期及び後期の2期に分け、それぞれ所定の期日までに提出するものとする。

（免除の額）

第12条 第9条及び第15条に規定する授業料の免除は、原則として各期分の授業料の全額又は半額とする。

（免除の総額）

第12条の2 授業料免除の総額は、毎年度当初理事長から通知される額を超えないものとする。

- 2 免除を必要とする学生が多いことにより、前項の額を超えて免除を行う必要が生じたときは、理事長に承認の申請を行うものとする。

第2節 特別の事由による免除

(休学による免除)

第13条 次の各号の一に該当する場合で、休学の許可を得た者については、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料の全額を免除する。ただし、休学開始日が月の初日である場合にあっては、休学当月から免除する。

- (1) 休学許可日が授業料の納付期限以前である場合
 - (2) 授業料の徴収猶予又は月割計算分納の許可を受けている場合
- (死亡又は行方不明による免除)

第14条 死亡又は行方不明のため除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することがある。

(学資負担者の死亡又は災害による免除)

第15条 次の各号の一に該当する特別な事由により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合は、当該学生申請に基づき、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

- (1) 授業料の各期ごとの納期前6ヶ月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除については、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡し、又は当該学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合
 - (2) 前号に準ずる場合であり、かつ、校長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項の規定による授業料の免除については、第12条の2の規定によるものとする。
- 3 第1項の免除申請の手続きについては、第10条の規定を準用する。ただし、添付書類は、第10条に規定するもののほか、次の書類を添付するものとする。
- (1) 学資負担者の死亡を理由に申請する場合は、死亡を証明する書類
 - (2) 当該学生又は学資負担者が災害を理由に申請する場合は、各々の居住地の市町村長の発行する罹災証明書等

(入学料又は授業料未納のための除籍による免除)

第16条 入学料又は授業料の未納を理由として除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することがある。

(徴収猶予中の退学による免除)

第17条 授業料の徴収猶予を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第3節 免除選考及び許可等

(選考及び許可)

第18条 校長は、第10条及び第15条第3項の規定により提出のあった書類により委員会の議を経て許可を定め、当該学生及び学資負担者に通知する。

- 2 第10条の規定により提出のあった書類の委員会における審議は、別に定める選考基準により行うものとする。
- 3 免除の許可は当該期限とし、当該年度内の翌期及び次年度において引き続き免除の適用を受けようとする場合は、改めて申請を行わせるものとする。

(許可の取消)

第19条 授業料免除の許可を得た者で、許可の決定後次の各号の一に該当したときは、委員会の議を経てその許可を取消す。

(1) 授業料免除の事由が消滅したことが判明したとき。

(2) 授業料免除の申請について虚偽の事実が判明したとき。

2 前項第1号の場合は、免除の事由が消滅した当月以降の授業料を、同項第2号の場合は、免除を許可された期分の授業料の全額をそれぞれ直ちに納付させるものとする。

第4章 寄宿料の免除

(災害による免除)

第20条 学生又は学資負担者が、災害を受け寄宿料の納付が著しく困難と認められる場合は、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6ヶ月間の範囲において、校長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することがある。

2 前項の期間が翌年度にわたる場合は、翌年度の当初において改めて申請を行わせるものとする。

3 前2項により寄宿料の免除を受けようとする者は、寄宿料免除申請書（別紙様式5）に学資負担者が連署し、第10条に掲げる書類を添え学級担任を経て校長に提出するものとする。

(死亡又は行方不明による免除)

第21条 死亡又は行方不明のため除籍した場合は、未納の寄宿料を全額を免除することがある。

(入学料又は授業料未納のための除籍による免除)

第22条 入学料又は授業料の未納を理由として除籍した場合は、未納の寄宿料の全額を免除することがある。

(免除の許可及びその取消)

第23条 寄宿料免除の許可及びその取消しについては、第18条第1項及び第19条の規定を準用する。

第5章 入学料の徴収猶予

(対象者)

第24条 入学者が、次の各号の一に該当する場合には、当該学生の申請に基づき選考の上、入学料の徴収の猶予を許可することがある。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合、又は入学者若しくは学資負担者が災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められる場合

(3) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(徴収猶予の手続)

第25条 前条の許可を受けようとする者は、入学料徴収猶予申請書（別紙様式6）に学資負担者が連署し、次の各号に掲げる書類を添付の上、第4条に規定する提出期限までに校長に提出するものとする。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に提出するものとする。

(1) 家庭調書（別紙様式7）

- (2) 学資負担者の居住地の市町村長の発行する所得証明書等
 - (3) 学資負担者が死亡した場合は、死亡を証明する書類
 - (4) 当該学生又は学資負担者が災害を受けた場合は、市町村長の発行する罹災証明書等
 - (5) その他校長が必要と認める書類
- (徴収猶予の許可期限)

第26条 徴収猶予の期限は、当該年度の2月末日限りとする。

(徴収猶予の許可及びその取消)

第27条 徴収猶予の許可及びその取消しについては、第18条第1項、第2項及び第19条の規定を準用する。

(申請に伴う徴収猶予等)

第28条 徴収猶予の申請をした者については、第7条第1項及び第8条第1項の規定を、徴収猶予を不許可とした者については、第7条第2項及び第8条第2項、第3項の規定を準用する。

第6章 授業料の徴収猶予

(対象者)

第29条 学生で、次の各号の一に該当する場合には、当該学生（第3号の場合は学資負担者）の申請に基づき選考の上、授業料の徴収猶予を許可することがある。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 学資負担者が死亡した場合又は当該学生若しくは学資負担者が災害を受け納付が困難と認められる場合
- (3) 当該学生が行方不明の場合
- (4) その他やむを得ない事由があると認められる場合

(徴収猶予の手続)

第30条 前条の許可を受けようとする者は、每期授業料徴収猶予申請書（別紙様式8）に学資負担者が連署し、第11条に規定する提出期限までに学級担任を経て校長に提出するものとする。

(徴収猶予の許可期限)

第31条 徴収猶予の期限は、前期分は9月末日限りとし、後期分は2月末日限りとする。

(月割分納申請の手続)

第32条 特別の事由がある場合には、授業料の月割分納を許可することがある。

2 月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月当月分を20日までに納付するものとする。ただし、休業中の分は、その休業開始前に納付するものとする。

(月割分納申請の手続)

第33条 前条の規定による月割分納の許可を受けようとする者は、授業料月割分納申請書（別紙様式9）に学資負担者が連署し、第11条に規定する提出期限までに学級担任を経て校長に提出するものとする。

(徴収猶予の許可及びその取消)

第34条 徴収猶予（月割分納を含む。）の許可及びその取消しについては、第18条第1項及び第19条の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校入学料並びに授業料等免除及び徴収猶予規程（昭和56年10月7日規程第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年5月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月25日から施行する。

様式 1（第 3 条関係）

入 学 料 免 除 申 請 書

(和暦) 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

申請者	所属
	学年
申請者氏名（自署）	

主たる学資負担者（保護者）

氏名（自署）	
申請者との続柄	

住所及び電話番号	(郵便番号) 〒	-
(住 所)		
(T E L)	-	-

下記事由により，入学料を免除していただきたいので，許可くださるようお願い致します。

記

事由（詳細に記入すること）

以上

※許可又は不許可が決定されるまでの間は，入学料の徴収は猶予されます。

様式3（第10条関係）

授 業 料 免 除 申 請 書

(和暦) 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

申請者	所属
学 籍 番 号	学年
申請者氏名（自署）	

主たる学資負担者（保護者）

氏名（自署）	
申請者との続柄	
住所及び電話番号	(郵便番号) 〒 -
(住 所)	
(T E L)	- -

下記事由により，平成 年度（ 前期及び後期 ・ 後期 ）分の授業料を免除
していただきたいので，許可くださるようお願い致します。

記

事由（詳細に記入すること）

以上

※許可又は不許可が決定されるまでの間は，授業料の徴収は猶予されます。

様式 5 （第20条関係）

寄 宿 料 免 除 申 請 書

（和暦） 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

（ 学 生 ） 住所

氏名（自署）

（学資負担者） 住所

氏名（自署）

下記理由により，寄宿料の納付が困難なため，（和暦） 年 月分から 月
分までの寄宿料の免除の許可を受けたく関係書類を添えてお願いいたします。

記

理由（詳細に記入のこと）

様式 6 （第25条関係）

入学料徴収猶予申請書

(和暦) 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

申請者	所属
	学年
申請者氏名（自署）	

主たる学資負担者（保護者）

氏名（自署）	
申請者との続柄	

住所及び電話番号	(郵便番号)	〒	-
(住 所)			
(T E L)	-	-	

下記事由により，入学料の徴収を(和暦) 年 月 日まで猶予していただきたいので，許可くださるようお願い致します。

記

事由（詳細に記入すること）

以上

※許可又は不許可が決定されるまでの間は，入学料の徴収は猶予されます。

様式 8 （第30条関係）

授業料徴収猶予申請書

(和暦) 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

申請者	所属
学 籍 番 号	学 年
申請者氏名（自署）	

主たる学資負担者（保護者）

氏名（自署）	
申請者との続柄	
住所及び電話番号 (住 所)	(郵便番号) 〒 -
(T E L)	- -

下記事由により，(和暦) 年度（ 前期 ・ 後期 ）分の授業料の徴収を(和暦) 年 月 日まで猶予していただきたいので，許可くださるようお願い致します。

記

事由（詳細に記入すること）

以上

※許可又は不許可が決定されるまでの間は，授業料の徴収は猶予されます。

様式 9 （第33条関係）

授業料月割分納申請書

(和暦) 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

申請者	所属
学 籍 番 号	学 年
申請者氏名（自署）	

主たる学資負担者（保護者）	
氏名（自署）	
申請者との続柄	
住所及び電話番号 (住 所)	(郵便番号) 〒 -
(T E L)	- -

下記事由により，(和暦) 年度（ 前期 ・ 後期 ）分の授業料を月割により分納したいので，許可くださるようお願い致します。

記

事由（詳細に記入すること）

以上

※許可又は不許可が決定されるまでの間は，授業料の徴収は猶予されます。